

日本電気泳動学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本電気泳動学会(Japanese Electrophoresis Society)という。

第2条 本会は、電気泳動法などの物理化学的方法とその応用に関して、その進歩と普及を図るとともに、会員相互の学際的な幅広い交流を図ることを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会・講演会などの学術的会合の開催
- (2) 学会誌その他の出版物の刊行
- (3) 学会賞の授与
- (4) その他、本会の目的達成に必要な諸事業

第3章 会員

第4条 本会は、正会員・準会員・メール会員・名誉会員・団体会員・企業会員及びプラチナ企業会員より成る。

- (1) 正会員・準会員及びメール会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを行った個人とする。
- (2) 団体会員は、「電気泳動」電子版を購読するため、所定の手続きを行った団体とする。
- (3) 企業会員及びプラチナ企業会員は、本会の目的に賛同して、本会の事業を援助するため、所定の手続きを行った団体とする。
- (4) 名誉会員は、本会の主旨に沿う功績極めて顕著な者で、総会の決議により推薦された個人とする。

第5条 本会に正会員・準会員・団体会員・企業会員およびプラチナ企業会員として入会を希望する者は、日本電気泳動学会ホームページ新規入会申込フォームに入力して送信または所定の申込書を学会事務局に電子メールまたは郵送で提出し、会費を納めたものとする。

2 メール会員として入会を希望する者は、日本電気泳動学会ホームページ新規入会申込フォームに入力して学会事務局に送信するものとする。

第6条 退会しようとする者は、所定の退会届を学会事務局に電子メールまたは郵送で提出するものとする。

第7条 会員は、別表に掲げる特典を受けられる。

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、メール会員及び名誉会員からは、会費を徴収しない。

2 会費を滞納するか会員として不都合な行為があるときは、理事会の決議により除名することができる。

3 既納の会費は返還しない。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名(内会長1名、副会長2名、常務理事若干名)
- (2) 評議員 約70名
- (3) 監事 2名

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 次期評議員および理事(会長の委嘱する2名までの理事を除く)の選任は、理事会・評議員会の議を経て総会で行う。

3 役員任期は開始年度の4月1日より始まり翌年度3月31日に終わる。

4 役員は、任期満了後も後任の次期役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・評議員会・理事会の議長となる。ただし、会長は総会・評議員会・理事会の議長を他に委嘱することができる。

第12条 副会長は会長を補佐し、会長が職務を行えない事情があるときはその職務を代行する。

第13条 理事は理事会を組織して会務を処理する。

第14条 常務理事は理事会の決定に基づき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

2 庶務担当理事は日常の会務を、編集担当理事は学会誌編集を、会計担当理事は本会会計の会務を

分担する。

第15条 評議員は評議員会を組織して本会の運営上の重要事項について審議する。

第16条 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査する。

2 監事は理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

第17条 総会は学術大会と同時に毎年度に1回開催し、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

2 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告および収支決算報告
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 会費の金額
- (4) 会則の変更
- (5) 諸規程の変更
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

3 総会は、正会員、準会員、名誉会員、企業会員およびプラチナ企業会員をもって構成する。

4 総会の議決は出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第18条 評議員会は必要に応じて会長が召集する。

2 評議員会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

3 会長は、評議員の4分の1以上の申し出があった場合、評議員会を招集しなければならない。

第19条 理事会は必要に応じて会長が召集する。

2 理事会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

3 会長は、理事の4分の1以上の申し出があった場合、理事会を招集しなければならない。

第20条 名誉会員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第6章 会計

第21条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 監事は、毎年度の決算を監査し、総会に報告しなければならない。

[付則]

第1条 正会員・準会員及び団体会員の会費は、それぞれ年額5,000円(ただし評議員は9,000円)・3,000円及び8,000円とする。

第2条 企業会員及びプラチナ企業会員の会費は、それぞれ年額40,000円及び100,000円とする。

第3条 本会事務局を茨城県つくば市東1-1-1 国立研究開発法人産業技術総合研究所中央事業所5群 細胞分子工学研究部門 分子機能応用研究グループに置く。

2 事務局住所は理事会の承認をもって変更できる。

第4条 学会誌の編集・発行ならびに投稿規定は、別に定める。

第5条 学会賞の規程は、別に定める。

第6条 名誉会員推薦の規程は、別に定める。

第7条 役員選出の規程は、別に定める。

第8条 本会の会則は、昭和55年4月1日より施行する。

昭和56年4月1日改正

昭和62年10月24日改正

平成元年11月9日改正

平成2年11月9日改正

平成3年10月31日改正

平成5年11月5日改正

平成10年9月25日改正

平成13年11月8日改正

平成16年11月12日改正

平成22年9月18日改正

昭和63年4月1日施行

平成2年4月1日施行

平成3年4月1日施行

平成4年4月1日施行

平成6年1月1日施行

平成11年4月1日施行

平成14年4月1日施行

平成17年1月1日施行

平成23年4月1日施行

平成 23 年 11 月 12 日改正
 平成 26 年 10 月 24 日改正
 平成 28 年 8 月 27 日改正
 平成 29 年 11 月 24 日改正
 令和 6 年 12 月 6 日改正

平成 24 年 4 月 1 日施行
 平成 26 年 10 月 24 日施行
 平成 28 年 8 月 27 日施行
 平成 29 年 11 月 24 日施行
 令和 6 年 12 月 6 日施行

[別表]

日本電気泳動学会 会員の特典

	正会員 (評議員)	正会員	準会員	名誉会 員	メール 会員	団体会 員	企業会 員	プラチナ 企業会員
年会費(円)	9,000	5,000	3,000			8000	40,000	100,000
総会議決権	○	○	○	○			○	○
評議員推薦・被推薦	○	○						
学会機関誌論文掲載料免除	○	○	○					
児玉賞・国際交流奨励賞受賞	○	○	△					
服部賞受賞(50歳以下)	○	○	○					
電子メール学会通信受信	○	○	○	○	○	○	○	○
電子メール学会通信広告掲載							○	◎
学術大会参加費の一部または全額免除	○	○	○	○			□	■
学術大会での発表	○	○	○	○				
学会主催シンポジウム・講習会参加優先受付	○	○						
バナー広告を企業会員ページに掲載							○	
バナー広告をホームページのトップページおよび 企業会員ページに掲載								○

- * △:準会員として6年以上在籍したもの
- * ◎:企業会員より広告掲載回数が多い
- * □:2名まで
- * ■:5名まで